



北海道ドローン研究会 安全規則（概要）

安全原則 (1/2)

- 各種ドローン保険への加入を基本原則とする。
- 飛行させる機体は機体登録を行い、且つ飛行申請を行う事とする。※100g未満の機体を除く
- 基本原則（航空法やその他の関連法令や条例等）を守って飛行する。
- FPV ドローン 周波数5.8GHz(5.7GHz)帯 飛行者はアマチュア無線4級以上の免許証保有者で且つ開局し、VTX 周波数の免許状保有者とする。

安全原則 (2/2)

- 国土交通省の許可・承認を必要とする条件下での無人航空機フライト時のFISS登録が義務化
- 国土交通省の許可・承認を必要としない条件下では義務ではない

国土交通省の許可・承認を必要とする条件とは

- 夜間での飛行
- 目視外での飛行
- 人又は物件と距離を確保できない飛行
- 催物上空での飛行
- 危険物の輸送
- 物件の投下

屋外での飛行（1/2）

- その地域の使用条件に基づいて使用する。
- 第三者等と共存する地域での飛行集会は操縦者は必ず許可腕章を着ける。
- 補助者は必ず補助者ジャケットを着ける。
- 可能な範囲で全体的な安全を確認する補助者（安全補助者）を配置する
- 離発着場所は指定された場所から行う。
- 離発着場所は参加者から30m以上離隔すること
安全補助者を配置する場合は参加者から約10m程度
- 必要により機種単位で飛行体制を区分する。

屋外での飛行 (2/2)

- 目視外飛行を行う場合は補助者を配置する。
- 離陸及び着陸時は参加者に声かけを行う。
- 補助者は操縦者の事前点検から離発着、飛行間の飛行空域への第三者の立ち入りや飛行状態について常に注意し操縦者と連携する。
- FPVの場合は可能な範囲で参加者、操縦者、補助者と飛行空域間をネット等で隔離を行う。

屋内での飛行 (1/2)

- プロペラガードの装着を必須とする。
- 体育館等の利用条件に基づいて使用する。
- 補助者は必ず補助者ジャケットを着ける。
- 可能な範囲で安全を確認する補助者を配置する。
- 参加者の人数や飛行機種により時間で区分や場所を区分して飛行する。
- 離発着場所は指定された場所から行う。
- 離発着場所は参加者から約 5 – 7 m程度に設定する
- 離発着地点はヘリポート及び白線等で表示し、操縦者及び補助者、安全補助者以外は近付けない。

屋内での飛行 (2/2)

- 目視外飛行又は目視外飛行の可能性がある時は離陸前から補助者を配置する。
- 離陸及び着陸時は参加者に声かけを行う。
- 操縦者は急激な飛行操縦や高調音を発する飛行は行わない。
- 補助者は操縦者の事前の点検から離発着、飛行間の飛行空域への参加者の立ち入りや飛行状態について常に注意し操縦者と連携する。

FPVの注意事項

- 補助者を1名以上配置する。
- 飛行前に周波数確認を行い周波数割り当てを受け割り当て札を装着する。
- 周波数が使われていないかモニター等でサーチすると共に目視等でも周辺の飛行者を確認する。
- 機体の電源を入れる時は必ず声かけを行い他者の飛行時は出来るだけ避ける。
- 離陸は操縦者、補助者及び参加者から離れる方向
- 着陸は可能な範囲で低空飛行でゆっくりと行う。
- 離陸及び着陸時は参加者及び周辺に声かけを行う。

もしロスト・事故を起こした場合

- けが人がいた場合はすぐに救急車を呼ぶ
- 必用に応じて警察へ連絡する。
- 事故またはロストした機体の捜索及び回収を行う
- 機体の回収時に安全確保ができない場合は無理には回収しない
- 事故発生については、直ちに会長に連絡を入れる。
LINE電話不可、LINEメールまたは携帯に電話すること
- 判断に迷ったときは会長の指示に従うこと
- 機体登録済み機体をロストした場合は、24時間以内に国土交通省にロスト機体の報告を入れること